

在韓被爆者問題
調査団

外務省アジア局北東アジア課

1. 一行名簿

溪谷落彦

団長 外務省アジア局参事官

尔前釋一

外務省アジア局北東アジア課事務官

早川繁待

外務省経済協力局技術協力課事務官

警多利税史

厚生省保健医療局企画課課長補佐

蔵本潔

広島赤十字・原爆病院副院長

2. 日程

5月30日13:15 ソウル着 JAL951

(蔵本副院長はKE733)

19:00~ 杉野公使主催夕食会

31日11:00~ 外務部亜州局審議官訪問・協議

10:55

11:45~ 外務部亜州局長表敬

12:10~

13:30 外務部亜州局長主催昼食会

14:30~ 保健社会部医政局長表敬・協議

16:00~ 在韓被爆者協会訪問

柳元夏 局長

19:00~ 梁井大使主催夕食会

6月 1日10:00~

3/18, 18:00

11:30 ソウル赤十字病院視察

(団長ソウル発KE702)

2日14:30 ソウル発 JAL952

(蔵本副院長はKE736)

3. 宿泊

コリアナホテル TEL 002-822-730-9911

在韓被爆者問題調査団対処方針

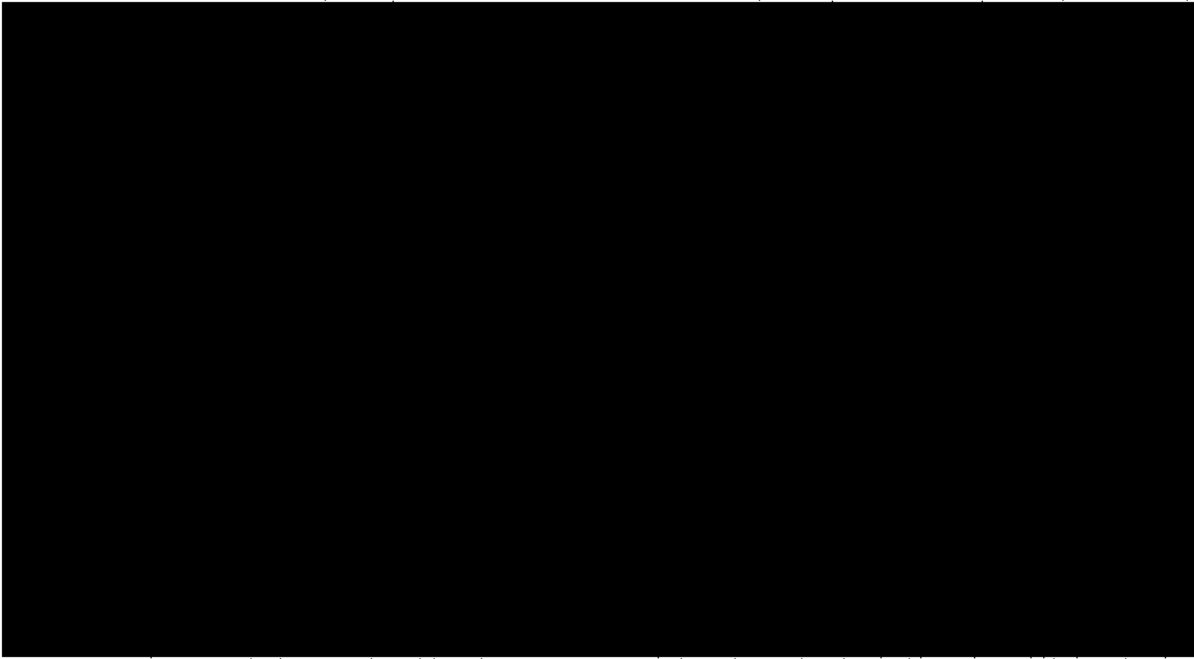
63.5.27

外務省アジア局北東アジア課

来たる5月30日より在韓被爆者問題調査団が訪韓する予定のところ、
右訪韓時の対処方針は下記の通りとする。

1. 基本方針

3月21日の日韓外相定期協議において、宇野大臣より事務レベルの調査団を派遣する用意がある旨述べたが、この経緯に踏まえ、今次調査団訪韓は、在韓被爆者問題の人道的性格に鑑み、我が国の従来からの立場の下で、如何なる協力をなしうるか探求するとともに、その前提となる在韓被爆者の現状及び希望につき先方関係者より事情を聴取する。



2. 具体的方針

(1) 在韓被爆者の現状把握

本件調査は将来わが国として成し得べき方策を考えるための第一歩であるということを明らかにした上で、韓国政府、在韓被爆者協会等

より可能な限り詳細に事情を聴取する。

(2) 我が国被爆者関連法制

(先方より言及越した場合のみ応答)

被爆者医療等は、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の所謂「原爆2法」に基づいて救済活動を行なっている。この「原爆2法」の対象には日本人としての国籍要件はないが、日本国内での居住要件があり、在韓被爆者には直ちに適用出来ない現状を説明。

(3) 韓国側（政府、被爆者）の我が国に対する要望の聴取

(韓国政府のみならず、被爆者自身がどのような希望を有しているのかをできるだけ具体的に把握すべく努力する。)

(先方より言及越した場合のみ応答)

(イ) 「請求権問題とは別に日本の人道的判断からする在韓被爆者への補償金の支給、死亡者への弔慰金の支給を要請」

補償請求については、法的には、日韓間の請求権問題は1965年の日韓請求権協定第2条で解決済みというのが我が国の立場。

(ロ) 「韓国内に原爆病院ないし被爆者センターの建設を要請」

全くの一般論としていえば、被爆者の治療が居住地の近くで行なわれることが好ましいことは言うまでもない。

かかる観点から、我が国としても韓国の被爆者医療につき可能な範囲内で協力していきたいと考えるが、我が国の被爆者対策予算を外国

での病院建設等に使用することは不可能であり、また、無償資金協力で病院を建設することも、現在の韓国の経済水準を勘案すれば、あり得ない。

(ハ)「韓国人を日本へ強制的に徴用した事実、これら被徴用者が原爆により被害にあった事実を認識し、哀悼の意を表現するよう要請

(慰霊碑の建立等を含む)」

在韓被爆者の個々の人が具体的にどの様な経緯で被爆されるに至ったのかは、個々のケースにより異なるが、いずれにせよ、過去の韓国との歴史に対する我が国の認識は、昭和40年の日韓共同コミュニケにおいて『過去の関係は遺憾であって深く反省している。』と述べているとおりであり、我が国としても、そのような歴史の経緯の中で多くの韓国人が被爆され、今尚多くの方が苦しんでおられることは誠に気の毒なことと考える旨表明。

(帰国後、そのような哀悼・同情の意をより具体的に表現するために、いかなる方策があるか真剣に検討する。)

(4) 渡日治療再開問題

(イ) 1986年11月に打ち切りになった渡日治療については、在韓被爆者の中に右の延長についての要望はある趣なるも、他方、韓国側には「日本政府は渡日治療によりゴマ化そうとしている」とする向きも多いので渡日治療の途は開けておくとの我が国の立場は明らかにしつつ、殊更に渡日治療再開を強く主張することは差控える。

(ロ) 他方、我が国から渡日治療再開を提案するのは、86年に本件打ち切りに至った韓国側の事情を否定する訳ではなく、あくまでも我が国内での原爆治療体制を在韓被爆者にも均霑せしめたいという趣旨

モ
二
つ
の
シ
ト
み
ふ
ろ
い

や
い
れ
か
た
よ
て
あ
る
け
も
金
の
か
い
を
他
日
韓
交
渉
の
経
緯
は
こ
う
な
か
ら
に
決
り
て
あ
り
ん

と赤い点からこのように見る。

である。

(ハ) (帰国後、渡航費に関し日本側で何らかの支援の方途があるかにつき、あらためて真剣に検討する。)

(5) 技術協力ベースによる医療協力の可能性探求

(イ) 上記1. の基本方針の趣旨にかんがみ、殊更に経済協力の建前(要請主義等)を強調したりすることは回避し、制度が許容するかぎり柔軟に対処する。

(ロ) 韓国は、経済水準が高いため無償資金協力の非対象国となっており、在韓被爆者治療に対する医療協力として可能な協力形態は、政府の経済協力のスキームの中では技術協力となることを踏まえ、調査団調査結果(実情、先方希望等)に基づき可能な協力を日本側で帰国後検討する。

(ハ) なお、専門家派遣のスキームを利用して、「定期巡回診断」を行うことが考えられるところ、とりあえずはノンコミットルベースで韓国側の意向を打診する。

単独 技術協力

4500万円/1年

200万円 3億/1件

1人、1ヶ月以内 1人、1ヶ月以内 (1人、1ヶ月以内)

大正病院にセンターにあり、
(センターにあり)

団長冒頭発言

先の大戦において、広島及び長崎に原子爆弾が投下され、多くの方々が被爆されました。朝鮮半島出身者も数多く被爆され、また今尚多くの被爆者が韓国内で後遺症に苦しんでおられることは、誠にお気の毒に思う次第でございます。

韓国に居られる被爆者に対しましては、我が国としては人道上の立場から、我が国の法的な枠組みの中で、出来るかぎりの援助を行いたいとの立場を取って参りました。具体的には、1981年より1986年までの5年間に在韓被爆者の方々の渡日治療に協力して参った次第であります。

先般、在韓被爆者協会より竹下総理、外務大臣及び厚生大臣宛の在韓被爆者の補償請求書を受け取り、また協会よりの陳情を受け、在韓被爆者の方々の現況や我が国への要望を承知した次第であります。

また、3月21日の日韓外相定期協議におきましては、崔外務部長官より、本件に関し日本には被爆者援護について蓄積された経験もあり、今般の協力の可能性につき我が国の綿密な検討を願うとの話があり、宇野外務大臣よりは、本件の人道的性格に鑑み、実務レベルの調査団を派遣する旨

述べました。

このことが契機となりまして、我が国として如何なる協力をなしうるか、また韓国における被爆者の救済の現状を知るため、本日、我々調査団が参った訳でございます。

今日明日2日間の短時間ではありますが、関係機関の皆様、在韓被爆者の方々よりお話を承りまして、今後我が国としてなにが出来るかを検討する貴重な材料にさせて戴きたいと思ひます。

議題 1. 在韓被爆者の現況把握

(日本側リードオフ)

韓国における在韓被爆者の現況について、在韓被爆者協会から累次の陳情の際に、あるいは協会よりの要望書によって種々述べていることは承知。

在韓被爆者の現状を良く承知することは、我が国として将来成し得るべき方策を考えるための第一歩であるので、韓国政府より、在韓被爆者の現状についてお聞かせ願いたい。

(1) 在韓被爆者数、被爆者の人員構成及び居住地等の統計資料

(2) 在韓被爆者の病状

(3) 韓国内の被爆者治療の現況

(治療施設の規模・数、治療者数、治療頻度及び治療の効果等の統計資料)

(4) 在韓被爆者援護法制等

(援護措置の種類、規模、予算等)

(5) 渡日治療の効果

議題2. 我が国の被爆者関連法制

(韓国側リードオフ)

問、日本の被爆者関連法制及び援護措置について問う

答、厚生省より応答

原爆病院より医療専門家としての立場から応答

議題3. 韓国側（政府、被爆者）の我が国に対する要望の聴取

（先方より言及越した場合のみ応答）

問1、請求権問題とは別に日本の人道的判断からする在韓被爆者への補償金の支給、死亡者への弔慰金の支給を要請。

答、補償請求については、法的には、日韓間の請求権問題は1965年の日韓請求権協定第2条で解決済みというのが我が国の立場。

問2、韓国内に原爆病院ないし被爆者センターの建設を要請。

答、全くの一般論としていえば、被爆者の治療が居住地の近くで行なわれることが好ましいことは言うまでもない。

かかる観点から、我が国としても韓国の被爆者医療につき可能な範囲内で協力していきたいと考えるが、我が国の被爆者対策予算を外国での病院建設等に使用することは不可能であり、また、無償資金協力で病院を建設することも、現在の韓国の経済水準を勘案すれば、~~ありえない~~

ありえない

て困難。

問3、韓国人を日本へ強制的に徴用した事実、これら被徴用者が原爆により被害にあった事実を認識し、哀悼の意を表現するよう要請（慰霊碑の建立等を含む）。

答、在韓被爆者の個々の人が具体的にどのような経緯で被爆されるに至ったのかは、個々のケースにより異なろうが、いずれにせよ、過去の韓国との歴史に対する我が国の認識は、昭和40年の日韓共同コミュニケにおいて『過去の関係は遺憾であって深く反省している。』と述べているとおりであり、我が国としても、そのような歴史の経緯の中で多くの韓国人が被爆され、今尚多くの方が苦しんでおられることは誠に気の毒なことと考える旨表明。

議題4．渡日治療再開問題

(日本側リードオフ)

1．我が国は、1981年12月1日付の日韓両国関係当局間の「在韓被爆者渡日治療実施に関する合意書」に基づき、5年間に計約350名の方々の、我が国内における治療に協力して参った。

1986年11月末に合意書の期限が迫った際及び期限切れになった後も、在韓被爆者協会より渡日治療延長について、ご要望があったわけであるが、我が国としては、人道上の見地から援助を続けて参りたいと考えており、現在でも、渡日治療の途は開けているというのが我が国の立場である。

2．我が国から渡日治療再開を再提案するのは、86年に本件打ち切りに至った韓国側の事情を否定する訳ではなく、あくまでも我が国内での原爆医療体制を在韓被爆者にも均霑せしめたいという趣旨である。

3．ついては、韓国側の渡日治療再開の考え方を伺いたい。

議題5. 技術協力ベースによる医療協力の可能性探求

韓国に対する医療協力は、経済協力のスキームによって行うことが考えられるが、韓国は経済水準が高いため無償資金協力の非対象国となっており、在韓被爆者治療に対する医療協力として可能な協力形態は、政府の経済協力のスキームの中では技術協力（~~技術研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材の供与及びこれらの3要素を組合せて行なうプロジェクト方式~~）となる。については、今次調査団調査結果（実情、先方希望等）に基づき可能な~~協力~~^{協力}を日本側で帰国後よく検討したいので、韓国側からの、この分野での希望を伺いたい。

（我が国からオファーできる協力にはどのようなものがあるか問われた場合）

答、（技術協力課応答）

（医療専門家としての立場からは原爆病院応答）

議題6. 今後の取り組み方

(団長発言)

今般、在韓被爆者問題調査団として、韓国外務部及び保健社会部を訪問し、①在韓被爆者の状況、②我が国に対する御要望、③渡日治療問題及び④技術協力ベースによる医療協力の可能性について、現状を把握するとともに意見交換をすることが出来た。

今回得られた貴重な御意見・御要望をまとめ、我が国関係各方面に報告するとともに、我が国として如何なる協力を行えるか、早々に検討したいと考える。

については、具体的に協力できる事項がまとまり次第、外交ルートにより協議していき、速やかに実行の段階に移りたいと思う。

議題7. プレス発表振り

(団長発言)

プレス発表振りを次の通りと致したい。

1. 在韓被爆者問題調査団は、本年3月21日の日韓外相定期協議において、宇野大臣より、実務レベルの調査団を韓国に派遣する旨表明し、これに基づき、5月31日、調査団は韓国外務部及び保健社会部を訪問した。

調査団は、外務省アジア局参事官を団長とし、外務省担当官、厚生省担当官及び広島赤十字・原爆病院医師が参加した。

韓国外務部は、
が対応した。

韓国保健社会部は、
が対応した。

2. 調査団長より、冒頭、朝鮮半島出身者が数多く被爆され、また、今尚多くの被爆者が韓国内で後遺症に苦しんでおられることは、誠にお気の毒に思う次第である旨述べた。

3. 韓国外務部及び保健社会部における、調査及び意見交換の場において、在韓被爆者の現状及び韓国政府より日本政府に対する要望が、調査団に伝えられた。また、渡日治療問題及び医療協力について意見交換がなされた。

4. 調査団より、今次の調査結果は関係各方面へ報告され、日本として人道的立場から、今後如何なる事が行えるか真剣に検討する旨述べた。

具体的協力の在り方については、外交ルートを通じて協議していくことが合意された。

在韓被爆者問題調査団調査報告

1. 全般

(1) 在韓被爆者問題調査団は、本年3月21日の日韓外相定期協議において、宇野大臣より、実務レベルの調査団を韓国に派遣する旨表明し、これに基づき、5月31日、調査団は韓国外務部及び保健社会部を訪問した。

調査団は、外務省アジア局参事官を団長とし、外務省担当官、厚生省担当官及び広島赤十字・原爆病院医師が参加した。

韓国外務部は、が対応した。

韓国保健社会部は、が対応した。

(2) 調査団長より、冒頭、朝鮮半島出身者が数多く被爆され、また、今尚多くの被爆者が韓国内で後遺症に苦しんでおられることは、誠にお気の毒に思う次第である旨述べた。

(3) 韓国外務部及び保健社会部における、調査及び意見交換の場において、在韓被爆者の現状及び韓国政府より日本政府に対する要望が、調査団に伝えられた。また、渡日治療問題及び医療協力について意見交換がなされた。

(4) 調査団より、今次の調査結果は関係各方面へ報告され、日本として人道的立場から、今後如何なる事が行えるか真剣に検討する旨述べた。

具体的協力の在り方については、外交ルートを通じて協議していくことが合意された。

2. 訪問先及び時期

外務部5月31日

保健社会部5月31日

在韓被爆者協会 5月31日

在韓被爆者治療施設 6月 1日

3. 調査及び意見交換の記録

別紙

4. 教訓事項及び今後の対応

(1) 在韓被爆者の現状

(イ) 韓国政府（外務部・保健社会部）からの聴取

(a) 在韓被爆者数、被爆者の人員構成及び居住地等の統計資料

(b) 在韓被爆者の病状

(c) 韓国内の被爆者治療の現況

(治療施設の規模・数、治療者数、治療頻度及び治療の効果等の統計資料)

(d) 在韓被爆者援護法制等

(援護措置の種類、規模、予算等)

(e) 渡日治療の効果

* 我が国の被爆者援護の現状に比し在韓被爆者援護の現状の貧困さを認識——本件を韓国国内問題として放置すれば援護の資・量の改善は望めない。我が国からの実質的援助が真に求められている。

* 在韓被爆者の高齢化——速やかに援助策を実行に移すことが必要。

* 経済状態の低さを認識——医療協力も必要であるが、在韓被爆者の生活援助も必要。

(ロ) 在韓被爆者治療施設調査

* 被爆者専門の治療施設なし。

* 原爆症として治療せず、熱傷、放射線傷、甲状腺異常等の一般障害

として治療。

* 被爆者の居住地と治療施設が離隔しており通院に長時間かかる。

* 我が国の被爆者の平均入院期間（ 週間）に比し、在韓被爆者のそれは、 週間と短い。

（ハ）在韓被爆者協会より聴取

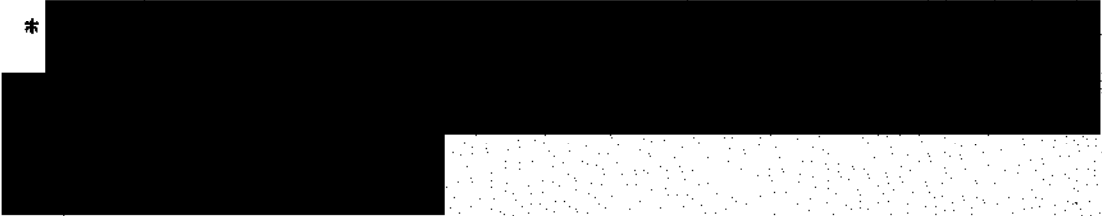
* 韓国政府に対する不満

* 我が国政府に対する不満

（２）我が国に対する要望聴取

（イ）請求権問題とは別に日本の人道的判断からする在韓被爆者への補償金の支給、死亡者への弔慰金の支給を要請。

* 補償請求については、法的には、日韓間の請求権問題は１９６５年の日韓請求権協定第２条で解決済みというのが我が国の立場。

* 

（ロ）韓国内に原爆病院ないし被爆者センターの建設を要請。

* 我が国としても韓国の被爆者医療につき可能な範囲内で協力していきたいと考えるが、我が国の被爆者対策予算を外国での病院建設等に使用することは不可能であり、また、無償資金協力で病院を建設することも、現在の韓国の経済水準を勘案すれば、極めて困難。

* しかしながら、在韓被爆者としては韓国の病院で原爆症として治療されず、熱傷、放射線傷、甲状腺異常等の一般障害として治療されるよりも、原爆病院と名の付いた病院やセンターで治療を受けることを真に願っていること、またこのことによる精神的安定が患者への有力

なケアになるとから、上記被爆者対策予算の在韓被爆者へ適用すること、及び無償資金協力を韓国に適用すること等原則の修正も検討する必要有り。

(ハ) 韓国人を日本へ強制的に徴用した事実、これら被徴用者が原爆により被害にあった事実を認識し、哀悼の意を表現するよう要請（慰霊碑の建立等を含む）。

* 在韓被爆者の個々の人が具体的にどのような経緯で被爆されるに至ったのかは、個々のケースにより異なろうが、いずれにせよ、過去の韓国との歴史に対する我が国の認識は、昭和40年の日韓共同コミュニケにおいて『過去の関係は遺憾であって深く反省している。』と述べているとおりであり、我が国としても、そのような歴史の経緯の中で多くの韓国人が被爆され、今尚多くの方が苦しんでおられることは誠に気の毒なことと考え、本件を心の問題として意識改革を図る必要がある。

* 慰霊費建立問題は、①今まで厚生省援護局が行ってきた戦没者慰霊碑の建立事業として進める。②韓国出身戦没者（軍人、軍属、徴用者、被爆者を含む）の慰霊碑建立事業として進める。③在韓被爆者のみの慰霊碑建立事業として進める等の方針が考えられるが、韓国との歴史について再び遺憾の意を表明することの契機を名に見出すか、また予算的な裏付けについて検討する必要あり。

(3) 渡日治療問題

* いつでも渡日治療の途は開けているという我が国の立場を継続する。

* 私費渡航で渡日治療を希望する者に対して、渡日と同時に被爆者手

帳が交付できる等の便宜を図ることも必要。

* 渡航費用の我が国負担を検討。（在韓被爆者が渡日中の医療給付、健康管理手当、特別手当等を渡航費に充当する方法、被爆者支援基金を設立する方法その他）

（４）技術協力ベースによる医療協力

* 原爆病院医師等の定期巡回治療

名目：医療技術協力 予算は：
誰が： どのように：
いつ：

* 韓国人医師の我が国研修

名目：医療技術研修 予算は：
誰が： どのように：
いつ：

* 医療機材供与

名目： 予算は：
誰が： どのように：
いつ： 何を：
どこへ：